

日本人キューバ移住120周年事業認定ガイドライン

2018年1月

1. 事業認定ガイドライン

日本人キューバ移住120周年事業の認定を行うに際しては以下の要素を満たすことを条件とする。

(1) 原則として、2018年1月1日から同年12月31日までの期間、日本において実施される事業であること。

(2) 事業の実施が日本とキューバの関係を強化し、活性化させることに役立つこと、あるいは、日系人に対する理解の促進に役立つこと。

(3) 事業実施に係る経費については、申請者又は主催者が一切の責任を負うこと。

(4) 法令を遵守し、第三者の権利（知的所有権を含む）を侵害しないこと。

なお、公序良俗に反する事業、営利を主たる目的とした事業または公益性が乏しい事業、主催者の事業運営能力等に疑義がある事業、政治、宗教、その他本事業の開催目的の趣旨に反する事業、その他、駐日キューバ共和国大使館及び外務省が不適切と認める事業については認定を行わない。

2. 認定事業の特典

認定された事業は、該当事業の広報媒体（ポスター、パンフレット、ウェブサイト、看板、垂れ幕等）に「日本人キューバ移住120周年事業」であることを明記し、本件周年のロゴマークを使用することができる。

3. 申請・認定の流れ

(1) 事業認定を希望する者は、以下（4. 申請書類の項を参照）の必要書類を事業実施の1ヶ月前までに駐日キューバ共和国大使館または外務省中南米局中米カリブ課へ提出する。

(2) 受理された申請は、駐日キューバ共和国大使館及び外務省中南米局中米カリブ課において速やかに審査される。

(3) 駐日キューバ共和国大使館及び外務省中南米局中米カリブ課は審査結果を申請者に通知し、要すれば、ロゴマークの電子データを申請者に送付する。

4. 申請書類

申請者は、指定のあるものに関しては所定の様式を使用すること。必要に応じ、追加で書類の提出を求めることもありえる。

(1) 事業認定申請書【様式別添】

- (2) 事業概要【様式自由】
- (3) 事業実施者の概要【様式自由】

5. 事業終了後の報告

主催者は事業開催期間終了後、1ヶ月以内に実施した事業の概要報告と参考写真を駐日キューバ共和国大使館または外務省中南米局中米カリブ課に提出する。

6. 注意事項

- (1) 提出された書類は返送しない。
- (2) 審査の経緯等についての照会には答えない。
- (3) 事業内容に変更が生じたり、中止になった場合には、直ちにその旨を書面にて通報しなければならない。変更内容によっては認定を取り消すこともありえる。
- (4) 周年事業として認定された場合でも、事業実施に係るすべての責任は、事業の主催者にあり、事業が認定されたことによって、駐日キューバ共和国大使館及び外務省中南米局中米カリブ課が財政面も含む一切の責任及び義務を負うものではない。
- (5) 事業主催者が実施する他の事業や他の団体等へのロゴマークの転用等、無断使用を禁止。
- (6) 提出された事業についての内容や写真等はホームページ等で掲載される可能性がある。

7. 申請書類の送付先・問い合わせ先

駐日キューバ共和国大使館 03-5570-3182
外務省中南米局中米カリブ課 03-5501-8288

(了)